

# 職場の悩み、クリアにしよう。

～職場のトラブル解決、労働局がサポートします。～

佐賀労働局 総務部 企画室

## ＜平成19年度の佐賀労働局の実績＞

- ① 民事上の個別紛争相談は2,080件ありましたが、そのほとんどが相談により自主解決されています。
- ② 民事上の個別紛争相談のうち、「助言・指導」により約7割、「あっせん」により約6割が解決しています。
- ③ 内訳は、解雇や労働条件の引下げに関するものが大半ですが、いじめ・嫌がらせ、損害賠償請求などもあり、事業主側からの利用もあります。

個別労働紛争解決制度は、『個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律』の施行に伴い、平成13年10月から、各都道府県労働局においてスタートしました。

この制度利用のメリットは、法的強制力は無いながらも、

- ①秘密（非公開）のうちに、 ②簡単に、速やかに、 ③無料で

解決が図れるところです。

また、相談についても、秘密を堅く守っておりますし、費用も予約もいりませんので、安心してご利用いただけます。

もちろん、「助言・指導」、「あっせん」を含め、事業主側からも利用できます。

お困りの時は、まずは、電話でお気軽にご相談ください。

ご希望の方には、この制度に関するパンフレットを送付させて頂いております。

総合労働相談の直通電話は0952-32-7167（企画室）

「助言」・・・労働局の職員が、紛争の相手に対し、口頭により、解決のためのアドバイスをするサービス。

「指導」・・・弁護士等に検討してもらった上で、紛争の相手に対し、労働局長名の書面により指導するサービス。

「あっせん」・・・佐賀紛争調整委員会（教授・弁護士等により構成）の委員が、双方の間に入って、和解のための話し合いを手伝うサービス。

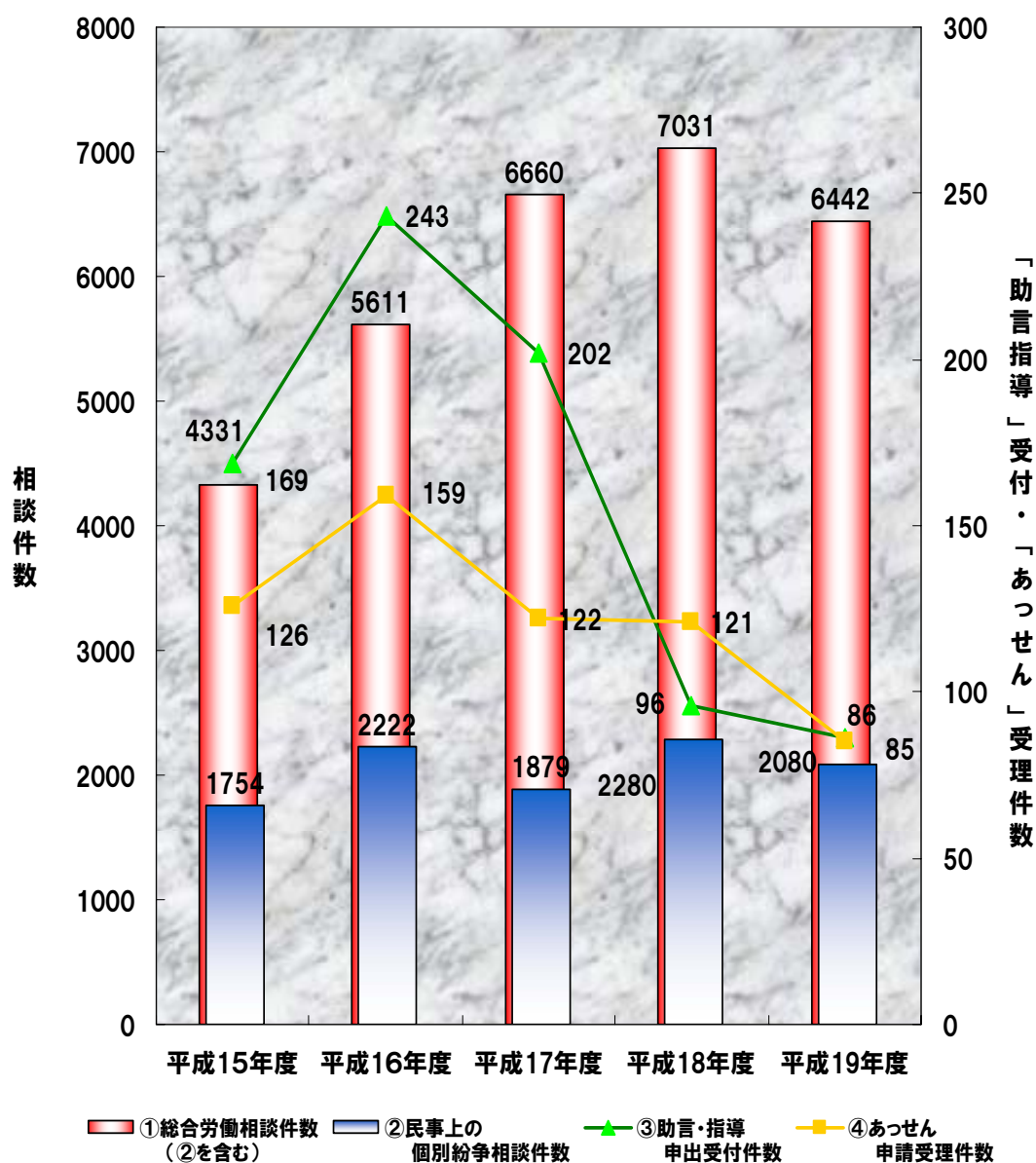
厚生労働省のホームページでも詳しい内容がご覧いただけます↓

<http://www-bm.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/index.html>

個別労働紛争解決制度利用状況（佐賀労働局）は裏面

# 個別労働紛争解決制度利用状況(佐賀労働局)

平成20年4月現在



	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
①総合労働相談件数 (②を含む)	4,331	5,611	6,660	7,031	6,442
②民事上の 個別紛争相談件数	1,754	2,222	1,879	2,280	2,080
③助言・指導 申出受付件数	169	243	202	96	86
④あっせん 申請受理件数	126	159	122	121	85